



## 前法政大学総長 田中優子さん

### 「自民党の憲法草案と日本国憲法を読み比べて」

憲法記念日に、小倉北区のムーブで「北九州憲法集会」が開かれ、NPO法人「抱樸」の奥田知志理事長が「生きることに『自粛』なし」の演題で講演をしました。

中央でも、国会前で野党党首も参加してオンラインを活用した「5・3憲法大行動」が開かれ、前法政大学総長の田中優子さんは、「みなさん。憲法記念日にはちゃんと日本国憲法

を読んでください。でも、読み方がありません。是非、自民党の憲法草案と読み比べてください。なぜなら、憲法が改正されるとしたら現実的には既に出来上がっていて、自民党の重点政策になっている自民党の憲法草案に則した提案になるに違いないからです」などと訴えました。

(裏面に全文掲載)

## (福岡地裁)

### 生活保護裁判で“不当判決”

福岡県内の原告118名(小倉28名)が、生活保護費を2013年から平均6・5%、最大で10%引き下げたのは不当として訴えていた裁判で、福岡地裁は、引き下げを決めた厚労大臣の判断は「裁量権の逸脱や乱用があるとはいえない」として、憲法にも違反しないとの判決を下しました。

先に出された大阪地裁では、原告の主張を全面的に認めた判決(3月号既報)が出されてきました。

高木健康弁護士団長は「判決は生活保護世帯の人が、ほとんど買えない大型テレビやパソコンの値下げを保護費引き下げに適用し、下げ幅を拡大した」などと語っています。

生活保護制度は国保や年金、就学援助など多くの制度と連動しているため、保護基準は

ナショナルミニマム(国民的最低限)として生活全般に極めて重大な影響を及ぼします。



#### ■原告等が声明

原告団・弁護士団・支援団体は、「生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた引下げを、安易に追認した判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない」との声明を出しました。原告は控訴しました。



メーデーで、生健会が生権裁判支援の訴え

## 小倉生健会 生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために

えふん

## 「漢字」の音読みと訓読みの違いが「へー」

音読みと訓読みは、小学生のときに習いましたが、ネットで見つけた「漢字文化資料館」を読んで「へー」と思いました。

筆者の理解は、音読みは中国語読み、訓読みは日本語読みという程度でした。

ところが、「資料館」によると、音読みは、かなで書くと必ず3文字以下だそうです。

ですから、「優」を「やさしい」と読んだり、「楽」を「たのしい」と読むなど、4文字以上になる読み方は訓読みなのです。

3文字になる場合、2文字目が必ず小さい「や」「ゆ」「よ」になる。たとえば「修」を「しゅう」、「流」を「りゅう」と読むようなものは、音読みと考えてまず間違いなさそうです。

2文字になる読み方でも、音読みには共通した特徴があります。それは、2文字目は必ず「い」「う」「つ」「く」「ち」「き」「ん」のいずれかであることです。

したがって、「家」を「いえ」、「浜」を「はま」と読むのは、訓読みです。

しかし厄介なのは、2文字目が「い」「う」「つ」「く」「ち」「き」「ん」で終わる読み方の中には、訓読みも混じっています。

たとえば「靴」を「くつ」とみますが訓読みです。

結局は、1つ1つ個別に辞書で調べていくしかありません。残念ながら、音読みと訓読みの絶対的な判別法というものは、存在しないようです。

#### <追記>

音読みにも呉音・漢音・唐音(宋音・唐宋音)・慣用音などがあり、それぞれが同じ漢字をちがったように発音するそうです。

たとえば、「明」という漢字を呉音では「ミョウ」と、漢音では「メイ」と、唐音では「ミン」と読みます。

## 生活保護の扶養照会

### 市の「扶養届書」がひどすぎる!

生活保護の扶養照会については一定改善されました。

しかし、小倉生健会が情報公開条例を活用して入手した「扶養届書」(裏面に全文を添付)には、(扶養義務者の)勤務先や平均月収、資産・負債の詳細な状況だけでなく、返済額や返済終了年月まで記入するようになっています。

そのうえ「収入等の状況及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください」とまで求めています。

こんな「扶養届書」を受け取った親族と生活保護申請者との関係が悪化するの当然です。

小倉生健会は、モデルを示している国や市に対して見直しを求めています。

## 似かよった 光景ですが、真面目に「相談会」やっています



生活保護110番 5月18日



コロナ相談会 4月24日

小倉生健会も参加する北九州市社会保障推進協議会(社保協)は、奇数月に「生活保護110番」を、偶数月に全国一斉「コロナ相談会」を行っています。

その先頭に立っているのは、福岡県生存権裁判の弁護士団長で、北九州市社保協会長の高木健康弁護士、支えているのは、岡本政昭社保協事務局長です。

相談会には、多くの相談が寄せられました。

# 生活保護申請者の親族に北九州市が求めている「扶養届書」

※特にひどい箇所には、小倉生健会が○印とアンダーラインを挿入（表面に関連記事）

令和 年 月 日

福祉事務所長 宛

住所  
氏名 印  
電話番号

## 扶 養 届 書

先に照会のあった。 に対する扶養について、次のとおり回答します。

### 1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなどの金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な支援の可否	します ・ できません
支援の開始時期	年 月から ・ すでに行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先（電話番号 - - ）

### 2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	します ・ できません (理由 )
援助の開始時期	年 月から ・ すでに行っている
援助の方法及び程度	(1) 金銭により毎月 回 日に 円送付します。 (2) 物品により毎月 回 日に を 程度送付します。 (3) 氏名： (4) その他 を引き取ります。

### 3 私の世帯について

家族構成・収入等の状況					
氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額 円
上記のうち についての					
(1) 税法上の扶養控除を受けている者の氏名					
(2) 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( 円)					
資産の状況	有・無	(1) 家屋 m <sup>2</sup> (坪)	(2) 宅地 m <sup>2</sup> (坪)		
		(3) 田畑 m <sup>2</sup> (坪)	(4) 山林等 m <sup>2</sup> (坪)		
負債の状況	有・無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	年 月
		住宅ローン	円	年	月
		その他 ( )			
健康保険等の加入状況	(1) 国民健康保険	(2) 健康保険	(3) 共済	(4) その他 ( )	
	上記(1)以外に加入している場合 について被扶養者として				
	①認定されています。 ②認定されていません。 ③認定手続きをとるつもりです。				

(記載上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記載してください。
- 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記載してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

担当：

# 「5・3憲法大行動」での田中優子さん（前法政大学総長）の発言(要旨)

みなさん。憲法記念日にはちゃんと日本国憲法を読んでください。でも、読み方がありません。是非、自民党の憲法草案と読み比べてください。なぜなら、憲法が改正されるとしたら現実的には既に出来上がっていて、自民党の重点政策になっている自民党の憲法草案に則した提案になるに違いないからです。

## ■日本国憲法と全く異なる「自民草案」

9条だけではなく、前文を含めた比較が必要です。全体の価値観、人間観、国家観が日本国憲法と全く異なるということを確認してください。

現在の憲法は前文が3つの段落でできています。主権が国民にあること。日本国民は恒久的な平和を念願していること。政治道徳の法則は普遍的であることです。

一方、自民党草案も三つの段落からできています。天皇をいただく国家であること。国民は国と郷土を自ら守らねばならないこと。憲法制定の目的は国家を子孫に継承すること。

## ■「自民草案」で、日本は別の国になります

草案は、天皇を象徴であると共に元首としています。憲法改正という言葉を使っていますが、これは改正ではありません。全く異なる憲法です。この憲法に置き換わった時、日本は別の国になります。

第13条から個人という言葉が削除して、人に入れ替えました。公共の福祉という言葉が公益及び公の秩序としました。

憲法はそもそも国民が制定して、天皇・大臣・公務員に守らせるものです。その国民とは、人権を絶対的に保証された個人一人一人なので、個人は公共の福祉、つまり、他の人の幸福を侵さないように注意して、あるいは、ほかの人たちの幸福を守るために、国家と正面から向き合って、天皇・大臣・公務員に憲法を守らせるものなのです。

この個人とほかの人たちとの幸福と言う関係を、人一般と公益及び公の秩序に置き換

る。この発想はこの一年のコロナ禍でも鮮明に見えました。経済優先、五輪優先、企業側の立場に立った非正規問題の放置などです。

## ■「自民草案」は、自衛隊明記だけではない

安倍前首相は以前9条について、自衛隊の違憲状態を解消するために自衛隊を明記すべきとおっしゃいました。これを聞くと自衛隊というのをはっきり定義付けるのだなあと思えます。

しかし、草案では国防軍となっています。自衛隊を改組して国防軍を作るという意味です。

基本的人権、主権在民、平和主義、自衛隊のあり方など何も変わりませんという発言もよく聞きます。

しかし、自衛隊という言葉が消えます。基本的人権、主権在民、平和主義という言葉だけ残すことは簡単です。しかし、全体が矛盾していればそれは言葉でしかありません。

## ■二つの選択しかない

我々には二つの選択肢しかないのです。それは「棄憲」、憲法を棄てるのか、憲法を守るのか、その二つだけです。

現行憲法と自民党の草案を比較してみればその意味が分かります。また緊急事態宣言という、今や私たちが慣れすぎてしまったことがあります。これは改正草案に一章分付け加えた緊急事態条項の中の言葉であることなど、お読みいただければ多くの気づきがあるはずです。

それらの読解の中で私達各人がどのような憲法を理想とするのか、個々の考えを明確にしておく必要があります。ご存知のように自民党改正草案は96条では非常にハードルが低くなる。憲法改正のハードルが低くなるということがはっきりしています。もしそれが改正されたら次々と自民党の憲法草案に沿った憲法に変わっていきます。

何も変わりません。改正するだけです。つまり改正という言葉が飛び交うと思いますが本当に改正なのかそれとも私たちが憲法を捨てることになるのか、日本がどのように変わってしまうのか、是非それを、お一人お一人、お考えになってください。

(文書化・見出しは小倉生健会)